

最低制限価格の設定基準の改正について

令和8年4月1日以降の松田町の最低制限価格の算定方法については、次のとおりです。

【 概 要 】

1 最低制限価格の設定範囲

入札書比較価格の10分の75から10分の92まで

2 最低制限価格の算定方法

「直接工事費97%の額」、「共通仮設費の90%の額」、「現場管理費の90%の額」、「一般管理費の68%の額」の合計額を工事価格（税抜）で除し、最低制限価格率を算定し、その率を入札書比較価格に乗じた額を最低制限価格（税抜）とする。

ただし、この方法による算出額が入札書比較価格の10分の75を下回る場合は、「入札書比較価格の10分の75の額」とし、入札書比較価格の10分の92を超える場合は、「入札書比較価格の10分の92の額」とする。

（計算式）

$$\left(\text{「直接工事費の97\%の額」} + \text{「共通仮設費の90\%の額」} + \text{「現場管理費の90\%の額」} + \text{「一般管理費の68\%の額」} \right) \div \text{工事価格（税抜）} \times 100 = \text{最低制限価格率（\%）}$$
$$\text{入札書比較価格} \times \text{最低制限価格率（\%）} = \text{最低制限価格（税抜）}$$

※上記の「入札書比較価格」とは、「予定価格（税抜）」のことをいう。

3 最低制限価格制度の適用基準額

設計価格（税込）が500万円以上の場合に適用する。